

一般社団法人常盤工業会 会費規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人常盤工業会（以下「本会」という。）定款第6条の規定に基づき、本会の会員の会費に関し、必要な事項を定める。

（第1条は、令和5年5月27日開催の定時総会の定款変更決議により、以下のとおり変更する。）

第1条 本規程は、一般社団法人常盤工業会（以下「本会」という。）定款第8条の規定に基づき、本会の会員の会費に関し、必要な事項を定める。

(会費)

第2条 会員が納入する年会費は、3,000円とする。ただし、学生が納入する会費は、終身会費とし、第5条に定める。

(年会費の前納)

第3条 年会費は、別表1のとおり前納することができる。

2 10年分の会費を一括前納する場合は、年会費額が割引となる。

(会費の減免)

第4条 60歳以上の会員においては、本人の申告により別表2のとおり年齢に応じて一定額の会費を一括納入することで、以後、年会費の納入は不要となる。これを60歳以上の会員の終身会費と称す。

2 80歳以上の会員が、直近の10年間滞りなく会費を納入している場合、本人の申告により会費納入免除の適用を受けることができる。

(学生が納入する会費)

第5条 学生が納入する終身会費額は、100,000円とする。

2 終身会費の納入方法は、一括納入または分割納入（原則としてゆうちょ銀行自動払込8回分割）がある。

3 修業課程やその他都合により在学中に全額納入できない場合は、卒業後も分割納入を継続することがある。

4 本人の都合により分割納入を停止し、全額納入せずに卒業した場合、在学中に納入した会費は別表3のとおり取り扱う。ただし、卒業後、本人からの申告により、終身会費の不足額を一括納入した場合は終身会費納入とする。

5 3項に該当する者で卒業後自動払込が継続されなかった場合は、4項に準ずる。

(特別会員の会費)

第6条 特別会員は、会費を納めることを要しない。

(正会員の権利)

第7条 会費未納者は、定款にいう正会員としての議決権、代議員選挙権、代議員被選挙権を有しない。ただし、この場合の会費未納者とする基準は、これらの権利を行使する日において当該年度及び前年度の会費を納入していない者とする。

2 在学生会は、前項の権利を行使する日において終身会費を納入していない者（分割払いの場合は1回分の納入がない者）とする。

(会費の返還)

第8条 納入された会費は事由にかかわらず返還しない。

(会費の納入)

第9条 当該年度の年会費は、当該事業年度の末日までに納入するものとする。

2 会費納入に要する払込手数料は会員の負担とする。ただし、本会が作成している常盤工業会会費専用の払込取扱票を利用して払込を行う場合の手数料は本会が負担する。この場合において、現金利用時の加算料金については払込者の負担となる。

(本規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会の決議による。ただし、会費の額については、総会の決議により定める。改定後の規程は、本会が発行する会誌及びホームページ等により会員に告知する。

別表1 年会費の前納

| 年会費 | 金額 | 備考 |
|---------------|---------|--|
| 年会費(単年) | 3,000円 | 前納可(制限なし) |
| 年会費(10年分一括前納) | 25,000円 | 10年分の会費を一括前納することで1年あたりの年会費額が500円割引となる。 |

別表2 会費の減免

| | | |
|---------------|---------|--|
| 60歳以上の会員の終身会費 | | |
| 60歳以上 | 40,000円 | 60歳以上の会員が申告して左記の会費を一括納入することで以後の会費は不要となる。 |
| 65歳以上 | 30,000円 | |
| 70歳以上 | 20,000円 | |
| 80歳以上の会員 | 会費納入免除 | 直近の10年間滞りなく会費を納入している場合、本人の申告により適用を受けることができる。 |

別表3

1. 終身会費(平成22年度以降に入学した学生が納入する会費)

| | 金額 | 備考 |
|------|----------|-------------|
| 終身会費 | 100,000円 | 一括全納または分割納入 |

2. 在学中に納入した終身会費の取扱い(分割納入している者が分割納入を停止した場合)

| 分割納入済回数 | 納入済金額 | 卒業時の会費の取り扱い |
|---------|---------|-------------|
| 1回納入 | 12,500円 | 入学後5年分の会費 |
| 2回納入 | 25,000円 | 入学後10年分の会費 |
| 3回納入 | 37,500円 | 入学後15年分の会費 |
| 4回納入 | 50,000円 | 入学後20年分の会費 |
| 5回納入 | 62,500円 | 入学後25年分の会費 |
| 6回納入 | 75,000円 | 入学後30年分の会費 |
| 7回納入 | 87,500円 | 入学後35年分の会費 |

付則

本会費制度は、昭和 52 年 4 月 1 日から適用する。(入会金 1,000 円・年会費 2,500 円)

付則

本会費制度は、昭和 56 年 4 月 1 日から適用する。(昭和 56 年度入学生より在学中の会費 10,000 円として「学生会費」制度導入)

付則

本会費制度は、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。(昭和 62 年度入学生より入学後 15 年分の会費 30,000 円として「15 年会費」制度導入)

付則

本会費制度は、平成 15 年 4 月 1 日から適用する。(10 年会費・60 歳以上の終身会費制導入・会費免除適用年齢 75 歳以上)

付則

本規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。(15 年会費 32,000 円に改定・会費納入者扱いと未納者扱いを定義。会費納入者扱いは直近 2 年間継続して会費を納入している者。未納者扱いの者は直近の過去 2 年間分の会費に対する不足分を付加して納入することで会費納入者扱いとする。注記で、入会金 (1,000 円) を支払って常盤工業会に入会した者を正会員と定義。)

付則

本規程は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。(平成 21 年 5 月 16 日総会で決議) (年会費額および 60 歳以上の終身会費額改定・会費免除適用年齢 80 歳以上・新規終身会費制度 (平成 22 年度以降入学の学生に適用・終身会費額 100,000 円) 導入し 15 年会費廃止。)

付則

本規程は、平成 22 年 11 月 6 日より施行する。(平成 22 年 11 月 6 日臨時総会で決議) (定款変更に伴い会費納入者の定義を当該年度の直近 2 年間に会費を払っている者、終身会費納入者、会費納入免除適用者とする。会費未納会員は過去 2 年分の会費納入義務廃止)

付則

本規程は、特例民法法人常盤工業会が一般社団法人の認可を受けた後に、一般社団法人常盤工業会として、平成 24 年 5 月 12 日開催の最初の定時総会で承認後、施行する。(平成 23 年 5 月 14 日開催の定時総会にて一般社団法人常盤工業会の新定款決議に伴い一部文章改定。「新規終身会費」を「終身会費」に名称変更。)

付則

本規程は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。(令和 5 年 3 月 27 日開催の理事会で決議) (規程の名称改定・全部改正・終身会費取扱に関する詳細事項追記・会費未納者の定義追記・規程の改廃に関する事項追記)